

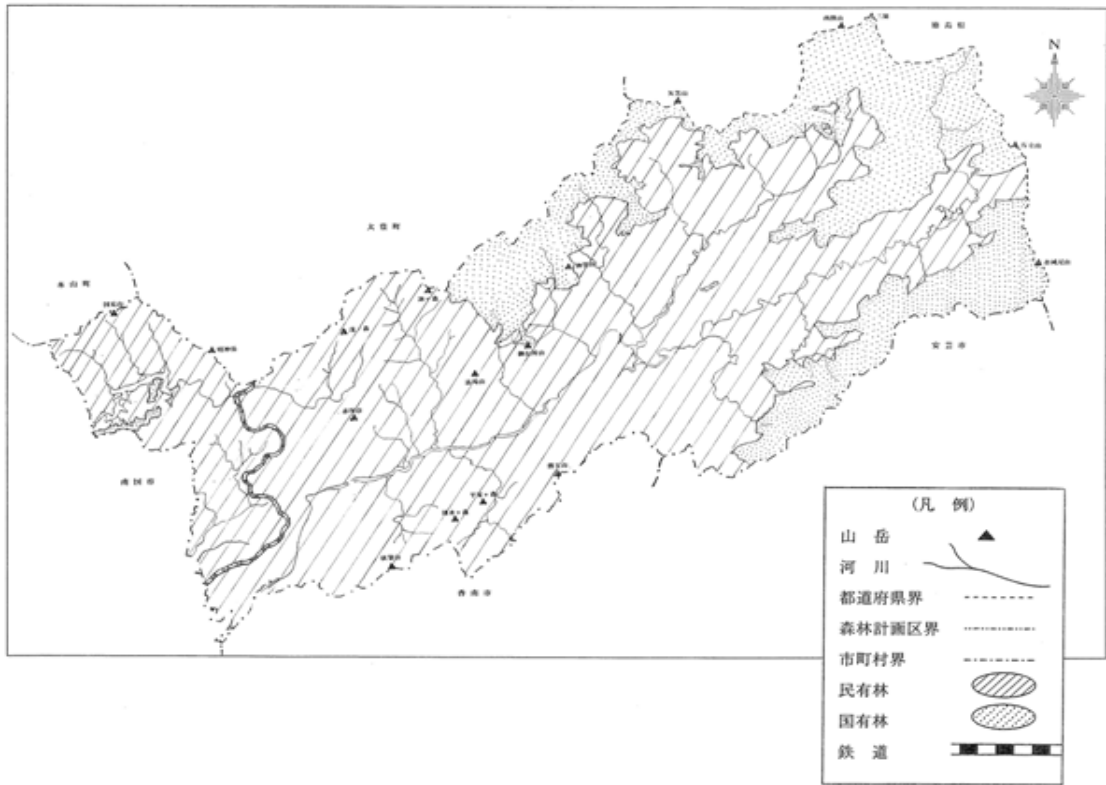
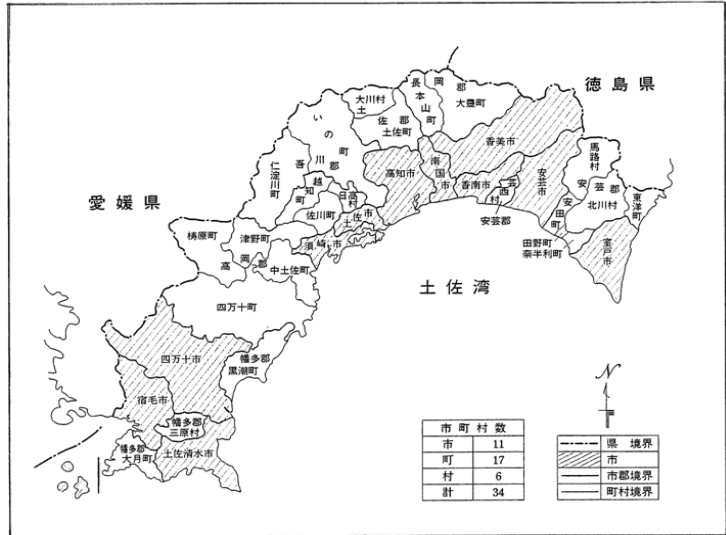
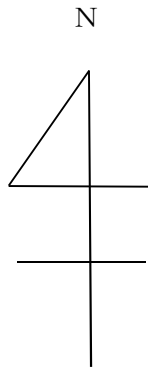
香美市森林整備計画

計画期間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和17年 3月31日
(変更日: 令和8年6月5日)

高 知 県

香 美 市

市町村位置図



目 次

ページ

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項	11
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく 伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	21
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	22
5	その他必要な事項	22
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4	その他必要な事項	23
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムに関する事項	23
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23

3	作業路網の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	28
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	28
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	30
2	その他必要な事項	30
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	31
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	31
3	林野火災の予防の方法	31
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	31
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	33
2	保健機能森林の区域内の森林における 造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	33
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	33
4	その他必要な事項	33
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	34
2	生活環境の整備に関する事項	35
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	35
4	森林の総合利用の推進に関する事項	35
5	住民参加による森林の整備に関する事項	36
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	36
7	その他必要な事項	37

○付属資料

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

平成18年3月1日に旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村が合併して誕生した本市は、物部川、国分川、吉野川の源流域から高知平野の北東部に位置し、棚田や集落が広範囲に点在した概ね1,000mから1,800mの高峰からなる急峻な地形で、年間降水量は3,424mmと樹木をはじめ植物の生育に適した条件を備えています。

また、本市の森林の多くは、剣山国定公園、奥物部県立自然公園、龍河洞県立自然公園に指定されており、総面積53,786haのうち、民有林面積は33,595haで国有林面積の13,408haを含めると本市の87%を森林が占めています。

民有林の人工林率については、75%と高く、人工林面積25,287ha、蓄積14,844千 m^3 、人工林のha当たりの蓄積量は約587 m^3 と県内でも優良な人工林が形成されています。

これらの森林に対する適切な間伐等による森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化などによる林業生産活動の全般的な停滞と林業労働力の高齢化や後継者不足により間伐、保育等が適正に実施されず、水源かん養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。

このような状況を踏まえまして、本市では、適正な森林管理の基盤となる林道、作業道等の路網整備、高性能林業機械等の導入により生産性の向上及び生産コストの低減等を図り、森林組合や林業事業体等の経営基盤の促進と森林管理の担い手である林業従事者の育成、確保に努めていきます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能及びその機能を発揮するうえから望ましい森林資源の姿を以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生の生育とともに上層樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、水源の涵養機能の高度発揮に必要な適切な森林整備がされている森林。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生の生育とともに上層樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種が生育し、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長の良い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための基本的な考え方及び森林施業の推進方策は下表のとおりとします。

森林の有する機能	森林施業の推進方策
ア 水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生の生育や上層樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地は、可能な限り縮小及び分散を図ることとします。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
イ 山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土</p>

	<p>壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
<p>ウ 快適環境形成機能</p>	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
<p>エ 保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p>オ 文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進</p>

	<p>することとします。</p>
カ 生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
キ 木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p> <p>現在、森の工場の指定を受けている地域を中心に、林道等の基盤整備を進め木材等の林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するための機能の維持増進が図られている状態にします。</p> <p>また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

注2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の動きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林組合や林業事業体等、施業の集約化に取り組む者に対し長期の施業の受委託などに必

要な情報の提供や助言等を行い森林経営の委託等を進めます。また、長伐期化に対応した繰り返し間伐、環境負荷の低減に配慮したきめ細やかな施業の実施など、地域の森林資源を効率的に利用するため、林業関係者等が一体となり高性能林業機械を導入した作業システムの構築を図れるよう努めるものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

森林の持つ公益的機能、生産性及び自然的条件、森林の構成を勘案し、標準伐期齢を次のとおり設定します。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	35年	45年	35年	40年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように配慮します。また、伐採後の適確な更新を確保するため、更新の方法を勘案して伐採を行います。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮します。

さらに林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下の（1）から（5）までに留意することとします。

- （1）森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。
- （2）森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- （3）伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- （4）林地の保全、雪崩、落石の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- （5）上記（1）から（4）に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえま

す。
また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行います。

3 その他必要な事項

特にありません。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

（1）人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況

等を勘案し、人工造林の対象樹種として下記の樹種を選定して造林を行うこととします。

また、下記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は香美市農林課（林政担当部署）とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

人工造林の対象樹種

区 分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、コウヨウザン、カヤ、モミ類、マツ類、ツガ、ブナ類、シイ類、カシ類、コナラ類、カエデ類、シデ類、タブノキ類、カゴノキ、ヤブニッケイ、ヤマモモ、イスノキ、ケヤキ、ミズキ類、ミズメ、サワグルミ、トチノキ、カツラ等の有用樹木や天然林構成種

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、下記のとおり標準的な植栽本数を植栽するものとします。

また、複層林における下層木については、下表の「疎仕立て」の植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとします。

さらに、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合、林業普及指導員又は香美市農林課（林政担当部署）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
スギ・ヒノキ	疎 仕 立 て	1,500～2,500本	
	中 仕 立 て	2,500～3,500本	
	密 仕 立 て	3,500～4,500本	
広 葉 樹	疎 仕 立 て	1,500～2,500本	
	中 仕 立 て	2,500～3,500本	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法を勘案して下記のとおりとします。

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長に係る特性の特に優れた特定母樹から採取し生産された苗木等の採用に努めるものとします。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとします。

その他の人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準としますが、風衝地・乾燥地では造林木の成長に支障にならない程度に雑木を切り残すこととします。また、雨量が多く急峻な地形の区域などでは、尾根筋及び谷筋に植生を残し、保護樹帯とするなど、林地の保全に配慮します。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧に行います。
植栽の時期	乾燥時期を避け、2月中旬から4月末までに行います。コンテナ苗は、時期を指定しないものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、「3(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」に定める森林など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林をするものとします。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件等から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して下記のとおり定めます。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を下記のとおりとし、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木

の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとします。

また、天然更新における、天然更新補助作業である地表処理、刈出し、植込み、芽かきの標準的な方法を下記のとおりとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとします。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、シイ類、カシ類、ナラ類等	6,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	下層植生の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとします。
刈 出 し	天然稚樹の成育が下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとします。
植 込 み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植栽するものとします。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外のものは掻きとります。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の状況確認は、標準地を設け本数調査等により行うものとします。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現状が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方

や周囲 100m 以内に存在せず、過密状態にあることやシカ等による食害が激しいことなどにより林床にも更新樹種が存在しない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保します。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

天然更新が期待できない森林については下記のとおりとし、主伐後の人工造林により適確に更新するものとします。

森林の区域	備考
特になし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) 「人工造林の対象樹種」によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の (1) 「天然更新の対象樹種」によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2 の (2) のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とします。

なお、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるものとします。

5 その他必要な事項

特にありません。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について下記のとおりとします。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	一般材	3,000	15	20	—	—	<p>間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。</p> <p>標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。</p> <p>なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で定めるものとします。</p> <p>ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。</p> <p>なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。</p>
	中径材	3,000	15	20	30	—	
	大径材	3,000	15	20	30	50	
ヒノキ	一般材	3,000	20	30	—	—	<p>間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。</p> <p>標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。</p> <p>なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で定めるものとします。</p> <p>ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。</p> <p>なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。</p>
	中径材	3,000	20	30	40	—	
	大径材	3,000	20	30	40	60	
マツ	一般材	3,000	20	25	35	—	<p>間伐の時期の決定には、原則として、南近畿・四国地方林分密度管理図を利用します。</p> <p>標準地調査により1ha当たりの現存本数、上層木の平均樹高を求め上層木の平均樹高と林齢に対応する伐期適正本数から間伐率、間伐回数、間伐後の残存本数を算出し樹形級区分と樹間距離を目安に選木します。</p> <p>なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で定めるものとします。</p> <p>ここで、上層木とは完全に被圧された樹木以外の樹木をいいます。選木順位は1不良木、2被圧木、3優勢木とします。</p> <p>なお、表中、間伐の時期については、地位は5区分の上位より2番目(マツは3区分の中位)、植栽本数は3,000本、収量比数は0.8とした場合の間伐時期の目安を5の倍数の林齢で示したものです。</p>

なお、標準的な間伐の間隔は、スギ、ヒノキとも標準伐期齢に満たない林分は10年間、標準伐期齢以上の林分は20年間とします。

列状間伐の実施にあたっては、上記の間伐の標準的な方法の範囲内であることのほか、以下の内容を基本とします。

列状間伐は搬出コストの削減を行うため、個々の立木の形質や優劣に関係なく植栽列を一定の間隔において、一定の幅に含まれる立木のすべてを伐る方法です。

列状間伐に当たっては、林地の傾斜方向に合わせて伐採列および列の幅を設定するものとし、伐倒の際は元口を搬出機械方向とすることを原則とするほか、伐倒木の落下防止に最大限の注意を払うこととします。1回の間伐として伐採する率は、伐採列数と残存列数による本数間伐率で、3残1伐～2残1伐による本数間伐率25%～35%とします。また、伐採列1列当たりの幅は、標準地調査による1ha当たりの現存本数から算出した樹間距離のおおむね2倍以内とすることを標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、時期、回数、作業方法その他必要な

事項について下記のとおりとします。

保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹類	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法
		1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下刈	スギ	1回	1	1	1	1	1	1									植栽木が下草より抜出るまで行います。実施時期は、6月～9月頃を目安とします。
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1	1									
つる切り	スギ									1							下刈り終了後、つるの繁殖の状況に応じて行い、実施時期は6～7月頃を目安とします。
	ヒノキ									1							
除伐	スギ											1					造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去し、実施時期は8～10月頃を目安とします。
	ヒノキ												1				

3 その他必要な事項
特にありません。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、下記のとおりとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺部の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、別表1のとおりです。

イ 施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、適切な保育間伐を促進し、下層植生の生育や上層樹木の根の発達を促進します。また、伐期の間隔の拡大とともに可能な限り伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。主伐伐期齢の下限は、下表のとおり標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、当該森林の区域は、別表2のとおりです。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ヌ ギ	その他広葉樹
全 域	45年	55年	45年	50年	20年	25年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林については、別表1のとおりです。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が低い森林等。

具体的には、地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地の存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫（れき）地、表土が薄く乾性な土壌等の途上を含む土地に存する森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち生活への影響を緩和する森林、気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が低い森林等。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能及び文化機能が高い森林等。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林等

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進するものとします。

ただし、アの①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとします。この場合、主伐伐期齢の下限は下表のとおり標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとします。

なお、それぞれの森林の区域については別表2のとおりです。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	ク ヌ ギ	その他広葉樹
全 域	60年	80年	60年	70年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については別表1のとおりです。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための林業施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」とし、その区域については別表1のとおりです。

この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、山腹崩壊や地すべり等の災害が発生する恐れのある森林を対象としないよう定めます。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。(コウヨウザンのぼう芽更新を行う森林は除きます。)

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧土佐山田町 1～135	8,117.50
	旧香北町 1～140	9,338.47
	旧物部村 1～227	16,136.98
土地に関する災害の防	旧土佐山田町	238.87

<p>止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>78-(1)-[1-2], 78-(1)-[7], 78-(1)-[10~11], 78-(1)-[13-1~2], 78-(1)-[14-1~2], 78-(1)-[15-1~3], 78-(1)-[16-1~2], 78-(1)-[17~19], 78-(1)-[20-1~2], 78-(1)-[21-1~3], 78-(1)-[22-1~2]以上県営林 6-(3)-[6], 6-(4)-[17~18・26・28・31~32], 31-(1)-[9], 31-(1)-[10-1~2], 65-(2)-[12・22~23], 66-(1)-[3], 66-(1)-[4-1~2], 78-(1)-[23], 95-(2)-[2-1~2], 95-(2)-[3~7], 95-(2)-[8-1~2], 95-(2)-[9-1~3], 95-(2)-[10], 96-(1)-[2~3], 96-(1)-[4-1~2], 96-(1)-[5~6・8~12], 125-(1)-[10], 125-(1)-[11-1~3], 125-(1)-[15・18], 125-(1)-[26-1~3]・125-(1)-[28-1~2], 126-(1)-[1-1~2], 126-(1)-[5・9], 126-(1)-[10-1~2], 127-(1)-[1-1~2], 127-(1)-[2]以上公社造林</p>	
	<p>旧香北町 33-(3)-[9-1~5], 137-(1)-[1~2], 137-(1)-[3-1~5], 137-(1)-[4~5], 137-(1)-[6-1~3], 137-(1)-[7-1~4], 137-(2)-[2-1~2], 137-(2)-[3-1~2], 137-(2)-[4~7], 137-(3)-[1~2], 137-(3)-[3-1~10], 137-(3)-[4~5], 137-(4)-[1], 137-(4)-[2-1~3], 137-(4)-[3~5], 137-(5)-[1-1~7], 137-(6)-[2-3・7・9・11]以上県営林 11-(1)-[1・2], 11-(3)-[4-1~2], 11-(3)-[6], 11-(3)-[7-1~4], 12-(3)-[2-1~2], 14-(3)-[12], 22-(2)-[2-6], 22-(3)-[1-1~5], 22-(3)-[2-1~3], 22-(3)-[3-1~9・11・13・15~16・18~21], 22-(3)-[4], 24-(1)-[10-1~2], 48-(2)-[8-1~2], 71-(1)-[1], 71-(3)-[2-1~2], 129-(3)-[21-2], 129-(3)-[24], 129-(3)-[28-1~2], 129-(3)-[30・36・41~43・48], 129-(3)-[51-1~2], 129-(3)-[55], 130-(1)-[16-1], 130-(1)-[17], 130-(1)-[23-1~2], 130-(1)-[24-2~3], 130-(1)-[25-3], 130-(1)-[27], 130-(1)-[29・31~32・35~36・40・44・46], 130-(1)-[48-3], 130-(1)-[52-1~2], 130-(1)-[54], 130-(1)-[58-1・2], 130-(1)-[59~67], 130-(1)-[80-2], 130-(1)-[84~85・87~88・90~91・94~95], 130-(1)-[96-1・2], 130-(1)-[97], 130-(1)-[98-4], 130-(1)-[99], 130-(1)-[102-2・3], 130-(1)-[105~106], 130-(1)-[109-1~3], 130-(1)-[111], 130-(1)-[112-1], 130-(1)-[113], 130-(1)-[117-2], 130-(1)-[118-1~2], 130-(1)-[119-1],</p>	<p>201.07</p>

	130-(1)-[120・122~123], 130-(1)-[125-2~3], 130-(1)-[126], 130-(1)-[128-3~4], 130-(1)-[135-1~2], 137-(6)-[1], 137-(6)-[2-4~6・8・10], 137-(7)-[2-1~2], 137-(7)-[3], 137-(7)-[4-1~2], 137-(7)-[5~6]以上公社造林	
	旧物部村 5-(4)-[1-1~4], 126-(3)-[2-1~2], 133-(3)-[1~4]以上公社造林	39.25
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧土佐山田町 9-(5~6), 10-(1~3・6), 12-(1~2), 50-(3), 51-(1~3), 52-(1~3), 53-(1~4), 88-(4), 90-(4), 91-(1~2)	430.62
	旧香北町 18-(2), 61-(3~4), 116-(4)	157.91
	旧物部村 120-(1~3・5~7), 121-(1), 122-(3), 124-(1)	141.86
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特になし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧土佐山田町 1~135	8,117.50
	旧香北町 1~140	9,338.47
	旧物部村 1~227	16,136.98
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	旧土佐山田町 8-(1), 9-(4~5), 10-(1~3, 6), 11-(1), 12~16, 31-(3), 32-(1~2), 33-(2), 37~38, 43, 44-(1~3), 61~91, 94~101, 113-(1), 114~124, 127~135 香美市森林管理規程に基づく香美市森林管理事業に関する協定を締結した森林を除く	4,980.63

	<p>旧香北町</p> <p>1～17, 19～49, 51～52, 57～64, 65-(1～2), 66～78, 82-(3), 83-(1), 83-(3), 84～93, 94-(1), 96-(2～4), 97-(1～3), 99～140</p> <p>香美市森林管理規程に基づく香美市森林管理事業に関する協定を締結した森林を除く</p>	8,726.66
	<p>旧物部町</p> <p>2～4, 7～12, 13-(3・4), 14～15, 16-(1・3～5), 20-(4～5), 21-(1), 22～25, 30～34, 35-(3～5), 37-(2～5,7), 41, 74～81, 83, 89～90, 92, 93-(3), 94-(2・5～6), 95-(1～2・4), 96～100, 108～109, 110-(7), 111-(1), 112-(5), 113-(1・2), 114-(7～10), 115～116, 117-(8), 120-(2), 124～126, 128-(5・6), 131～132, 138-(1), 139～144, 145(1～4), 146, 147-(1), 151～153, 154-(3～6), 155～167, 168-(4～6), 169-(2～3,7～9), 170-(1), 173-(6), 174-(1), 180～184, 185-(1～2・5～6), 186～189, 194～205, 206-(1～6), 207-(5～6), 208～209, 210-(1～2), 211～220</p> <p>香美市森林管理規程に基づく香美市森林管理事業に関する協定を締結した森林を除く</p>	7,939.31

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	<p>旧土佐山田町</p> <p>1～135</p>	8,117.50
	<p>旧香北町</p> <p>1～140</p>	9,338.47
	<p>旧物部村</p> <p>1～227</p>	16,136.98
長伐期施業を推進すべき森林	<p>旧土佐山田町</p> <p>78-(1)-[1-2], 78-(1)-[7], 78-(1)-[10～11], 78-(1)-[13-1～2], 78-(1)-[14-1～2], 78-(1)-[15-1～3], 78-(1)-[16-1～2], 78-(1)-[17～19], 78-(1)-[20-1～2], 78-(1)-[21-1～3], 78-(1)-[22-1～2]以上県営林</p> <p>6-(3)-[6], 6-(4)-[17～18・26・28・31～32], -31-(1)-[9], 31-(1)-[10-1～2], 65-(2)-[12・22～23], 66-(1)-[3], 66-(1)-[4-1～2], 78-(1)-[23], 95-(2)-[2-1～2], 95-(2)-[3～7], 95-(2)-[8-</p>	669.49

	<p>1～2], 95-(2)-[9-1～3], 95-(2)-[10], 96-(1)-[2～3], 96-(1)-[4-1～2], 96-(1)-[5～6・8～12], 125-(1)-[10], 125-(1)-[11-1～3], 125-(1)-[15・18], 125-(1)-[26-1～3]・125-(1)-[28-1～2], 126-(1)-[1-1～2], 126-(1)-[5・9], 126-(1)-[10-1～2], 127-(1)-[1-1～2], 127-(1)-[2]以上公社造林 9-(5～6), 10-(1～3・6), 12-(1～2), 50-(3), 51-(1～3), 52-(1～3), 53-(1～4), 88-(4), 90-(4), 91-(1～2)</p>	
	<p>旧香北町 33-(3)-[9-1～5], 137-(1)-[1～2], 137-(1)-[3-1～5], 137-(1)-[4～5], 137-(1)-[6-1～3], 137-(1)-[7-1～4], 137-(2)-[2-1～2], 137-(2)-[3-1～2], 137-(2)-[4～7], 137-(3)-[1～2], 137-(3)-[3-1～10], 137-(3)-[4～5], 137-(4)-[1], 137-(4)-[2-1～3], 137-(4)-[3～5], 137-(5)-[1-1～7], 137-(6)-[2-3・7・9・11]以上県営林 11-(1)-[1・2], 11-(3)-[4-1～2], 11-(3)-[6], 11-(3)-[7-1～4], 12-(3)-[24-1～2], 14-(3)-[12], 22-(2)-[2-6], 22-(3)-[1～5], 22-(3)-[2-1～3], 22-(3)-[3-1～9・11・13・15～16・18～21], 22-(3)-[4], 24-(1)-[10-1～2], 48-(2)-[8-1～2], 71-(1)-[1], 71-(3)-[2-1～2], 129-(3)-[21-2], 129-(3)-[24], 129-(3)-[28-1～2], 129-(3)-[30・36・41～43・48], 129-(3)-[51-1～2], 129-(3)-[55], 130-(1)-[16-1], 130-(1)-[17], 130-(1)-[23-1～2], 130-(1)-[24-2～3], 130-(1)-[25-3], 130-(1)-[27], 130-(1)-[29・31～32・35～36・40・44・46], 130-(1)-[48-3], 130-(1)-[52-1～2], 130-(1)-[54], 130-(1)-[58-1・2], 130-(1)-[59～67], 130-(1)-[80-2], 130-(1)-[84～85・87～88・90～91・94～95], 130-(1)-[96-1・2], 130-(1)-[8-1～2], 130-(1)-[11], 130-(1)-[20-1～2], 130-(1)-[23-1～2], 130-(1)-[32-1～2], 137-(6)-[2], 137-(6)-[3-1～3], 137-(7)-[1-1～3], 139-(1)-[1～2], 139-(2)-[1]以上公社造林 18-(2), 61-(3～4), 116-(4)</p>	358.98
	<p>旧物部村 5-(4)-[1-1～4], 126-(3)-[2-1～2], 133-(3)-[1～</p>	181.11

		4]以上公社造林 120-(1~3・5~7), 121-(1), 122-(3), 124-(1)	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	特になし	
複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	特になし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		特になし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

公益的機能別施業森林以外について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備について、法第10条の11第2項に規定する施業実施協定を特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結することを支援します。

(2) その他

該当はありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

不在村所有者森林等の施業の進んでいない森林について、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を進めます。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受託などに必要な情報の提供や助言を行います。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が施業を委託する際、また森林組合等事業体が受託をする際は、施業内容や将来の目標等を明確にし、双方が不利益にならないように留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用により、林業経営に適した森林については近隣の森林において森林経営計画を作成している林業事業体へ斡旋するとともに、林業経営が成り立ちにくい森林については、森林環境譲与税を活用し、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進することとします。なお、これらの森林施業に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとします。

5 その他必要な事項

該当はありません。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加を働きかけるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進にあたっては森林組合と連携するものとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、下記の事項に留意するものとします。

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこととします。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこととします。

(3) 共同施業実施者の一が（1）又は（2）により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこととします。

- 4 その他必要な事項
該当はありません。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について下記のとおりとします。

なお、路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととします。

また、効率的な作業システムの考え方については、高知地域森林計画の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」に基づくものとします。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系 作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系 作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5以上	—	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域（計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域）については下記のとおりです。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対図 番号	備 考
旧土佐山田町 37, 38, 81, 83, 84, 102, 110, 111, 113, 114, 115, 116, 117, 118	1108.39				
旧香北町	7,379.99	御在所線	600	⑤、⑥	

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 30, 31, 32, 33, 41, 42, 43, 48, 49, 51, 52, 57, 58, 59, 60, 61, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 93, 94, 96, 97, 99, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138		外 1 路線			
旧物部村 2, 3, 4, 8, 9, 10, 14, 17, 18, 19, 21, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 40, 42, 43, 44, 45, 46, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 87, 89, 90, 91, 112, 113, 114, 115, 116, 120, 156, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 178, 179, 193, 194, 195, 196, 197, 205, 206, 207, 208, 209, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220	6, 430. 80	立花南池線 外 3 路線	11, 300	①～④	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、高知県林業専用道作設指針（平成24年3月1日付け高知県治山林道課）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

基幹路網の整備計画については、下記のとおりです。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

単位（延長：m、面積：ha）

開設 ／ 拡張	種 類	(区 分)	位 置	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道			立花南池	1,200	592	○	①	旧物部村
開設	自動車道			河口落合	8,000	2,427	○	②	旧物部村
開設	自動車道			押谷	800	459	○	③	旧物部村
開設	自動車道			影仙頭	1,300	224	○	④	旧物部村
開設	自動車道			御在所	300	580	○	⑤	旧香北町
開設	自動車道			美良布・岩改	300	188	○	⑥	旧香北町
拡張	自動車道 (法面保全) (幅員改良) (橋梁改良)			西熊	10箇所 1箇所 1箇所	1,919	— — ○	⑦	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)			亀ヶ峠	5箇所 3箇所 1箇所	324	— — —	⑧	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)			押谷	2箇所 1箇所	459	— —	⑨	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)			黒代五王堂	2箇所	37	—	⑩	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)			西熊別府	3箇所	4,504	—	⑪	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)			大栃	1箇所 1箇所	2,437	○ ○	⑫	旧物部村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)			立花南池	2,500m 1箇所 3箇所	592	— —	⑬	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)			岡ノ内別府	3箇所 3箇所	1,056	— —	⑭	旧物部村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)			河口落合	6,000m 3箇所 2箇所 3箇所	2,427	—	⑮	旧物部村

拡張	自動車道 (法面保全)		中尾	4箇所	55	—	⑩	旧物部村
拡張	軽車道 (舗装) (法面保全)		仁尾ヶ谷	2,870m 1箇所 1箇所	229	— —	⑪	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)		中内和久保	2箇所	248	—	⑫	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		中津尾	2箇所 2箇所	122	— —	⑬	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全)		平井	3箇所	81		⑭	旧物部村
拡張	自動車道 (舗装)		影仙頭	3,000m 1箇所	224		⑮	旧物部村
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良) (局部改良)		宇筒舞	5,000m 1箇所 3箇所 2箇所 3箇所	1,919	— — — —	⑯	旧物部村
拡張	自動車道 (局部改良)		妙見谷	2箇所	146	—	⑰	旧物部村
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		西又河野	2箇所 9箇所 2箇所	4,306	— ○ ○	⑱	旧香北町
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		大谷	956m 1箇所 3箇所 2箇所	194	— — —	⑲	旧香北町
拡張	自動車道 (幅員改良) (橋梁改良)		轟	1箇所 2箇所	63	—	⑳	旧香北町
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		谷相	35箇所 1箇所	1,309	—	㉑	旧香北町
拡張	自動車道 (幅員改良)		鍋倉	1箇所	70	—	㉒	旧香北町
拡張	自動車道 (幅員改良)		日ノ御子	1箇所	32	—	㉓	旧香北町

拡張	自動車道 (舗装)			美良布・岩改	2,600m 1箇所	188		③⑩	旧香北町
拡張	自動車道 (舗装)			御在所	2,916m 1箇所	580		③⑪	旧香北町
拡張	自動車道 (橋梁改良)			笹笹上	1箇所	407	○	③⑫	旧物部村
開設 計					6路線 11,900m				
拡張 計				舗装 法面保全 局部改良 幅員改良 橋梁改良	26路線 25,842m 10箇所 86箇所 19箇所 4箇所 20箇所				

単位（延長：m、面積：ha）

開設／ 拡張	種 類	(区分)	位 置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業専用道 (規格相当)		西又赤岩	4,500	348	○	③⑭	旧香 北町
開設	自動 車道	林業専用道 (規格相当)		黒岩	2,000	63	○	③⑮	旧香 北町
開設	自動 車道	林業専用道 (規格相当)		市山・ 八丁	2,500	88	○	③⑯	旧香 北町
開設 計					3路線 9,000m				

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（平成23年4月1日付け 高知県林業改革課）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針を基本として高知県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設など、森林の整備のために必要な施設の整備は下記のとおりです。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
特になし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

労働安全の確保、雇用の通年化、勤務体系・給与体系の改善を図ることとし、労働力の軽減のため林内路網の整備を図ることとします。

さらに、各種の研修会・講習会を通じ、林業全般にわたる知識と技術の向上に努めるものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化及び施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入について下記のとおりとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	吉野・仁淀川広域流域 （急傾斜地・架線系）	チェーンソー	チェーンソー
集材		スイングヤーダ	タワーヤーダ
造材		プロセッサ	プロセッサ
伐倒	吉野・仁淀川広域流域 （中傾斜地・車両系）	チェーンソー	チェーンソー
集材		グラップル	ウインチ付きグラップル
造材		チェーンソー	プロセッサ
造林 保育等	新植、地拵え、下刈り	チェーンソー、草刈機	チェーンソー、草刈機、ドローン

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図 番号	位 置	規 模	対図 番号	
個人製材工場	土佐山田町 佐 野	1,000m ³		—	—	—	
〃	物 部 町 大 栃	540m ³		—	—	—	
ストックヤード	物 部 町 中 谷 川	28,000m ³		—	—	—	
〃	土佐山田町 繁 藤	23,000m ³		—	—	—	
特用林産物生産	香 北 町 大 平	61 t		—	—	—	
〃	香 北 町 美 良 布	90 t		—	—	—	

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域は別表3のとおりです。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独又は組み合わせて推進することとします。

対象鳥獣がニホンジカにあつては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を行うこととします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりなわ、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森 林 の 区 域	面積 (ha)
ニホンジカ	旧土佐山田町 1～135	8,117.50
	旧香北町 1～140	9,338.47
	旧物部村 1～227	16,136.98

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めることとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとします。

また、市及び森林組合等関係者が連携して被害の把握に努めることとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害等の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し森林病虫害等の早期発見及び早期駆除に努めます。

(2) その他

森林病虫害等の駆除又は予防に関しては、関係機関が連携して対処し、地域の体制づくりに協力するものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策及び野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を行うこととします。

また、シカ等による獣害について、早期発見に努めるとともに被害の発生に対して適切に対応します。特にシカに対しては、予察捕獲・防護柵の設置・捕獲檻の設置・退避剤の購入等に報奨金並びに補助金を出して被害を防ぐ取り組みを促進します。また、野ウサギ等に対しても予察捕獲に報奨金を出して被害を防ぐ取り組みを促進します。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置等に努めるとともに、「山火事防止」の標識等を活用し林野火災防止の意識の啓発に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫駆除等を目的として火入れを行う場合、火入れ地の面積・形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を充分検討し、周囲への延焼を防ぐものとします。

なお、火入れに際しては、森林法第21条及び香美市火入れに関する条例の手続きに従い適切に行うものとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、下記のとおりです。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
特になし	

(2) その他

1～4のほか森林所有者等による巡視等、森林の保護を図るための取り組みを推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当はありません

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当はありません

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当はありません

4 その他必要な事項

該当はありません

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に際しては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

地区名	区域名	林 班	区域面積 ha
旧土佐山田町	東川・平山	001～017, 027	1,317.44
	後入	019, 029～038	767.10
	山田	018, 020～026, 028, 039～060	1,254.95
	西又	066～086	1,103.60
	繁藤	061～065, 087～101, 133～135	1,334.65
	檜ノ谷・穴内	102～132	2,339.76
旧香北町	赤塚山	001～023	1,213.93
	川ノ内・河野	024～047, 137～140	2,112.55
	谷相	048～061	1,238.98
	御在所	062～071	958.24
	猪野々	072～080	683.55

	根須・吉野	081～089	576.65
	西川	090～109	1,114.28
	美良布	110～117	490.84
	萩野・岩改	118～136	949.45
旧物部村	神池	001～026	2,066.33
	笹	027～043	1,295.10
	久保	044～066	1,822.90
	安丸	067～083	1,428.01
	岡ノ内	084～110	1,606.18
	別府	111～127	1,334.84
	別役	128～149	1,541.92
	小峰	150～175	1,779.11
	仙頭	176～202, 221～227	2,065.56
	庄谷相	203～220	1,197.03

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者等の定住促進のため、山村地域における生活環境の整備等に努めるものとします。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備により生産される木材を利用し、市内製材工場の生産性向上及び挽材規模の拡大を推進します。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用の推進の為、森林公園や自然公園に遊歩道・トイレ・休憩施設を整備していきます。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図 番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
遊歩道			香北町 御在所山	林間遊歩道 5.0km	1
奥物部県立 自然公園			物部町 西熊地区	遊歩道 1.0km トイレ・休憩施設	2
森林公園	土佐山田町 平山	敷地面積 1,020,000㎡ 森林学習展示館・トイレ ・キャンプ場・遊歩道		左同	3
	香北町 美良布	敷地面積 17,822㎡ 遊歩道 1,460m トイレ・休憩施設		左同	4
情報交流館	土佐山田町 大平	木造平屋建 1棟 延床面積 609.35㎡		左同	5
キャンプ場	香北町 日ノ御子	敷地面積 1,830㎡ トイレ、宿泊施設等		左同	6
	物部町 別府	敷地面積 2,810㎡ トイレ、宿泊施設等		左同	7

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民に森林の水源涵養機能等水土保持に対する理解と協力を得て、住民ボランティアによる間伐等の森林整備を推進します。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

森林の水源涵養機能等水土保持の観点から、上下流連携による流域住民の間伐等のボランティア活動を通じて交流を図ります。

(3) その他

該当はありません

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

森林の経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、必要な区域を選定した上で、その区域内の森林所有者への意向調査の結果等を踏まえ経営管理権の設定を行うこととします。

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

航空レーザー測量成果により把握した森林資源情報を活用することにより、林業経営に適していない森林や意欲と能力のある経営者に再委託するまでの期間の森林について、適時適切な伐採、造林、保育等の施業ならびに作業道の開設を計画します。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作 業 種	面 積	備 考	
未定	切捨間伐、歩道整備等	未定		

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

間伐・保育等の円滑な実行を図るため、林業普及指導員、森林組合等との連携を一層密にし、技術及び知識の普及・指導に努めます。

(2) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

皆伐後は再造林を推進すると共に、間伐、択伐といった長伐期施業を展開することにより裸地化を回避し、「水と大気の源泉」となる林地の植生を維持していきます。

(3) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

市内には各河川に存在する清流、滝等の上流域の広葉樹林を森林所有者と協議し保全すると共に、自然観察林として活用することとします。

(4) 市有林の整備に関する事項

市民の財産である市有林を育成するため保育施業を適正に実施し、保護管理に努めます。

(5) 森林に関するPR

森林の有する多面的機能や森林の現況等に関する情報を、インターネットその他各種メディアを通じて広くPRに努め、住民等への森林及び林業に対する理解と関心を深めます。

(6) 保安林等施業制限林に関する事項

保安林その他法令により施業に制限を受けている森林については、当該制限に従って施業が実施されるように管理に努めます。

付 属 資 料

1. 森林整備計画概要図(別添)

2. 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢別人口動態

年次	総計	0~14歳			15~29歳			30~44歳			45~64歳			65歳以上			不詳					
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
実数(人)	平成17年	30,257 (100.0)	14,661	15,596	3,198	1,643	1,555	5,110	3,185	1,925	4,192	2,061	2,131	8,418	4,072	4,346	9,329	3,820	5,509	10	7	3
	平成22年	28,766 (95.1)	13,873	14,893	2,912	1,513	1,399	4,319	2,647	1,672	4,121	2,078	2,043	7,684	3,755	3,929	9,670	3,832	5,838	60	48	12
	平成27年	27,513 (90.9)	13,261	14,252	2,673	1,371	1,302	4,152	2,534	1,618	4,093	2,090	2,003	6,294	3,039	3,255	10,111	4,122	5,989	190	105	85
	令和2年	26,513 (92.2)	12,848	13,665	2,632	1,353	1,279	3,830	2,378	1,452	3,703	1,870	1,833	5,819	2,873	2,946	10,123	4,156	5,967	406	218	188
	構成比(%)	100.00	48.45	51.55	10.57	5.43	5.14	16.89	10.53	6.36	13.85	6.81	7.04	27.82	13.46	14.36	30.83	12.63	18.21	0.03	0.02	0.01
平成17年	100.00	48.23	51.77	10.12	5.26	4.86	15.01	9.20	5.31	14.33	7.22	7.10	26.71	13.05	13.66	33.62	13.32	20.29	0.21	0.17	0.04	
	100.00	48.20	51.80	9.72	4.98	4.73	15.09	9.21	5.38	14.88	7.60	7.28	22.88	11.05	11.83	36.75	14.98	21.77	0.69	0.38	0.31	
	100.00	48.46	51.54	9.93	5.10	4.82	14.45	8.97	5.48	13.97	7.05	6.91	21.95	10.84	11.11	38.18	15.68	22.51	1.53	0.82	0.71	
	100.00	48.46	51.54	9.93	5.10	4.82	14.45	8.97	5.48	13.97	7.05	6.91	21.95	10.84	11.11	38.18	15.68	22.51	1.53	0.82	0.71	

資料: 国勢調査資料

② 産業部門別就業者数

年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能	
		農業	林業	漁業	小計	うち木材木製品製造業				
実数(人)	平成7年	16,161	3,430	235	12	3,677	4,046	58	8,416	22
	平成12年	15,348	2,932	160	8	3,100	3,672	21	8,511	65
	平成17年	14,394	2,921	92	9	3,022	2,883	35	8,455	34
	平成22年	12,847	2,290	164	6	2,460	2,258	39	7,918	211
	平成27年	12,417	2,118	159	5	2,282	2,099	20	7,846	190
令和2年	11,909	1,762	143	6	1,911	2,028	9	7,681	289	
構成比(%)	平成7年	100.00	21.22	1.45	0.07	22.75	25.04	0.38	52.08	0.14
	平成12年	100.00	19.10	1.04	0.05	20.20	23.92	0.14	55.45	0.42
	平成17年	100.00	20.29	0.64	0.06	20.99	20.03	0.24	58.74	0.24
	平成22年	100.00	17.83	1.28	0.05	19.15	17.58	0.30	61.63	1.64
	平成27年	100.00	17.06	1.28	0.04	18.38	16.90	0.16	63.19	1.53
令和2年	100.00	14.80	1.20	0.05	16.05	17.03	0.08	64.50	2.43	

資料: 国勢調査、経済センサス及び高知県総務部

(2) 土地利用

年次	総土地面積	経営耕地面積								草地面積	林野面積			その他面積	
		計	田	畑	計	果樹園	茶畑	桑畑	その他		計	現況森林	森林以外の草地		
実数(ha)	平成7年	53,819	1,525	1,207	171	147	129	8	1	9	54	47,159	46,770	389	5,081
	平成12年	53,795	1,238	1,029	71	138	122	4	—	12	0	47,184	46,798	386	5,373
	平成17年	53,822	1,072	858	91	123	123	—	—	—	—	47,567	47,180	387	5,183
	平成22年	53,822	1,109	851	120	138	138	—	—	—	56	47,128	46,741	387	5,529
	平成27年	53,786	923	743	60	120	120	—	—	—	23	47,128	46,739	389	5,712
令和2年	53,786	1,086	611	231	244	244	—	—	—	11	47,844	47,191	653	4,845	
構成比(%)	平成7年	100.00	2.83	2.24	0.32	0.27	0.24	0.01	0.00	0.02	0.10	87.63	86.90	0.72	9.44
	平成12年	100.00	2.30	1.91	0.13	0.26	0.23	0.01	—	0.02	0.00	87.71	86.99	0.72	9.99
	平成17年	100.00	1.99	1.59	0.17	0.26	0.26	—	—	—	—	88.38	87.66	0.72	9.63
	平成22年	100.00	2.06	1.58	0.22	0.26	0.26	—	—	—	0.10	87.56	86.84	0.72	10.27
	平成27年	100.00	1.72	1.38	0.11	0.22	0.22	—	—	—	0.04	87.62	86.90	0.72	10.62
令和2年	100.00	2.02	1.14	0.43	0.45	0.45	—	—	—	0.02	88.95	87.74	1.21	9.01	

資料: 農林業センサス

(3) 森林転用面積

単位: ha

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘地用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成17年	—	—	—	—	—	—	—
平成22年	1.17	0	—	—	—	—	1.17
平成27年	0	—	—	—	—	—	—

資料: 高知県木材振興・環境部 森づくり推進課

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	47,002.62	100.0	45,850.56	31,224.01	14,626.55	66.4
国有林	13,407.92	28.5	12,740.70	5,937.89	6,802.81	44.3
公有林	1,055.89	2.2	1,052.99	912.86	140.13	86.5
計	285.51	0.6	283.11	217.99	65.12	76.4
県有林	770.38	1.6	769.88	694.87	75.01	90.2
市有林	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.0
財産区有林	32,538.81	69.2	32,056.87	24,373.26	7,683.61	74.9
私有林						

資料：高知県林業振興・環境部、高知国有林の地域別の森林計画書(高知森林計画区)、森林簿

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	昭和55年	31,879	21,879	10,000	8,968	1,432
	平成2年	32,084	20,679	11,405	8,800	2,605
	平成12年	31,938	17,456	14,482	11,207	3,275
構成比 (%)	昭和55年	100.0	68.6	31.4	26.9	4.5
	平成2年	100.0	64.5	35.5	27.4	8.1
	平成12年	100.0	54.7	45.3	35.1	10.2

資料：農林業センサス(2000年)

③ 民有林の年齢別面積

区分	総数	単位:ha											備考
		1年齢	2年齢	3年齢	4年齢	5年齢	6年齢	7年齢	8年齢	9年齢	10年齢	11年齢以上	
民有林計	33,109.86	0.00	0.00	0.00	6.66	192.57	784.86	338.12	250.67	378.12	1,202.85	29,956.01	
人工林計	25,286.12	0.00	0.00	0.00	6.66	144.11	660.57	293.83	214.84	350.46	1,091.11	22,524.54	
主要樹 別面積	スギ	13,459.69	0.00	0.00	0.00	30.99	98.46	38.98	62.32	118.62	358.57	12,751.75	竹林 249.89
	ヒノキ	11,348.06	0.00	0.00	0.00	1.81	102.51	431.43	241.13	141.14	227.30	727.42	伐採跡地 201.96
	マツ	292.77	0.00	0.00	0.00	4.85	0.64	0.00	0.00	0.00	0.38	286.81	未立木地 32.99
	その他	185.60	0.00	0.00	0.00	9.97	130.68	13.72	11.29	4.54	4.74	10.66	
天然林計	7,823.74	0.00	0.00	0.00	48.46	124.29	44.29	35.83	27.66	111.74	7,431.47		

(備考) 民有林計(立木地)33,109.86 + 竹林 249.89 + 伐採跡地 201.96 + 未立木地 32.99 = 33,594.70ha

資料：2024年高知県森林資源構成表

④ 保有山林面積 201.96

面積規模	経営体数	面積規模	経営体数	面積規模	経営体数
～3ha	0	10～20ha	7	50～100ha	3
3～5ha	10	20～30ha	5	100～500ha	1
5～10ha	11	30～50ha	1	500ha以上	—
				総計	38

資料：2020年世界農林業センサス

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況 令和6年3月31日現在

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	74	272.397	
うち林業専用道	0	0.000	

資料：令和6年度高知県の林道

(イ) 細部路網の現況 令和6年3月31日現在

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	—	675.202	

資料：令和6年度高知県の林道

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	年齢	森林の所在
		別図参照

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 単位:百万円

区分	生産額(A)	割合
総生産額	80,999	
第1次産業	3,795	
うち林業(B)	752	
第2次産業	22,292	
うち木材、木製品製造業(C)	—	
第3次産業	53,989	
B+C/A		0.93%

資料：令和3年度市町村経済統計書

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

区分	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	45	1,543	595,191
うち木材、木製品製造業(B)	2	9	—
B/A	4.4%	0.6%	—%

資料：令和2年度高知県の工業

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者数 うち作業員数	備考
森林組合	2	126	100 (名称:香美森林組合、物部森林組合)
生産森林組合	—	—	
素材生産業	—	—	
製材業	2	8	
森林管理署	1	26	
会社	—	23	
その他	—	21	自営業、一人親方
計	5	204	100

資料：高知県林業振興・環境部森づくり推進課、森林組合総代会資料、聞き取り調査等

(8) 林業機械等設置状況 (令和6年3月31日現在)

番号	機 械 種 名	備 考	単 位	所 有 区 分 別 数 量						備 考		
				地方公 共団体	学 校	会 社	森 林 組 合	其 他 組 合 等 支 援 セ ン ター	集 落 研 究 機 関		個 人	合 計
1-1	集材機	Lowキア種の 集材力	台				2				2	
1-2		3t以上	台				6				6	
2-1	ウインチ付きマシン (造材機との重複含む)	ペーシング 12t以上	台									
2-2		リンクス	台									
3	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	台									
4	スキッド	索引式集材専用のトラクタ	台									
5	プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機械	台				11				11	
6	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	台				2				2	
7	フドーダ	積載式集材専用車両	台				2				2	
8	タワーヤード	元柱を具備した自走式機械	台				2				2	
9	スイングヤード	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する	台				10				10	
10	グラブパケット		台				1				1	

資料：高知県林業振興・環境部

(9) 林産物の生産状況

種 類	蒸 材 (27年)	苗木(うちコンテナ苗)			木 炭 計	竹 材
		スギ	ヒノキ	クスギ		
生 産 量	m3 41,243	本 288,750 (208,750)	本 323,500 (311,500)	本 1,000	kg 660	kg 913

しいたけ		しきみ	さかき	ぎんなん
生	乾			
kg	kg	kg	kg	kg
204,777	781	—	—	338

資料：高知県木材振興課(令和3年素材生産量実績)、令和4年高知県の特用林産、令和7年度林業用苗木得苗調査表

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所 在	現 況				経 営 管 理 実 施 権 設 定 の 有 無
		面 積	樹 種	林 齢	材 積	
—	—	—	—	—	—	—

(11) その他必要なもの
なし